

平成30年第3回那須塩原市議会定例会

議事日程（第7号）

平成30年9月28日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第78号 那須塩原市補助金等審査会条例の制定について
議案第79号 那須塩原市公告式条例の一部改正について
議案第80号 那須塩原市税条例等の一部改正について
議案第81号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について
議案第82号 那須塩原市手数料条例の一部改正について
議案第83号 那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第84号 那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
議案第86号 契約の締結について
議案第87号 契約の締結について
議案第88号 財産の取得について
議案第89号 平成29年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
請願・陳情等について
(各委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 議案第68号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）
議案第69号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第70号 平成30年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第71号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第72号 平成30年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第73号 平成30年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第74号 平成30年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）
議案第75号 平成30年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）
議案第76号 平成30年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）
議案第77号 平成30年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 認定第 1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 平成29年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3号 平成29年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4号 平成29年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 5号 平成29年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成29年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成29年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成29年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成29年度那須塩原市水道事業会計決算認定について
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 議案第90号 那須塩原市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 5 議案第91号 契約の締結について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 6 議案第92号 契約の変更について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 7 発議第 8号 事務執行の適正な運用を求める決議
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 8 発議第 9号 議員の派遣について
(採決)

出席議員（26名）

1番	山形紀弘	議員	2番	中里康寛	議員
3番	田村正宏	議員	4番	星野健二	議員
5番	小島耕一	議員	6番	森本彰伸	議員
7番	齊藤誠之	議員	8番	星宏子	議員
9番	佐藤一則	議員	10番	相馬剛	議員
11番	平山武	議員	12番	大野恭男	議員
13番	鈴木伸彦	議員	14番	松田寛人	議員
15番	櫻田貴久	議員	16番	伊藤豊美	議員
17番	眞壁俊郎	議員	18番	高久好一	議員
19番	相馬義一	議員	20番	齋藤寿一	議員
21番	君島一郎	議員	22番	玉野宏	議員
23番	金子哲也	議員	24番	吉成伸一	議員
25番	山本はるひ	議員	26番	中村芳隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	君島寛	副市長	片桐計幸
教育長	大宮司敏夫	企画部長	藤田一彦
企画政策課長	松本仁一	総務部長	山田隆
総務課長	田代宰士	財政課長	田野実
生活環境部長	鹿野伸二	環境管理課長	五十嵐岳夫
保健福祉部長	田代正行	社会福祉課長	板橋信行
子ども未来部	富山芳男	子育て支援課	相馬智子
産業観光部長	小出浩美	農務畜産課長	八木沢信憲
建設部長	稲見一美	都市計画課長	大木基
上下水道部長	磯真	水道課長	黄木伸一
教育部長	小泉聖一	教育総務課長	平井克巳
会計管理者	高久幸代	選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局長	増田健造
農業委員会事務局長	久留生利美	西那須野支所長	後藤修

塩原支所長 宇都野 淳

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 石 塚 昌 章

議事課長 小 平 裕 二

議事調査係長 関 根 達 弥

議事調査係 鎌 田 栄 治

議事調査係 室 井 良 文

議事調査係 磯 昭 弘

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（君島一郎議員） おはようございます。
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は26名であります。

—————◇—————

◎議事日程の報告

- 議長（君島一郎議員） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

—————◇—————

◎追加議案の議会運営委員長報告、
質疑

- 議長（君島一郎議員） ここで、昨日、議会運営委員会が開催されておりますので、追加議案の取り扱いについて、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長、24番、吉成伸一議員。
〔議会運営委員長 吉成伸一議員登壇〕

- 議会運営委員長（吉成伸一議員） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会における追加議案の取り扱いを協議するため、9月27日、第4委員会室において、委員7名、正副議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

本定例会の追加議案は、初日の委員長報告で既に追加予定として報告いたしました、市長より提出されます契約の締結案件1件及び契約の変更案件1件のほかに、新たに条例の制定案件1件が市長より提出されます。また、議会からは議員の派

遣について1件のほかに、新たに事務執行の適正な運用を求める決議1件が提出されます。これら議案の取り扱いについては、本日、即決扱いといたします。

以上が、議会運営委員会における審査の結果であります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして、報告といたします。

- 議長（君島一郎議員） 報告が終わりました。
ただいまの報告について、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

- 議長（君島一郎議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

追加議案の取り扱いについては、議会運営委員長報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、追加議案の取り扱いについては、議会運営委員長の報告のとおりといたします。

—————◇—————

◎議案第78号～議案第84号及
び議案第86号～議案第89号
並びに請願・陳情等の各常任委
員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（君島一郎議員） 日程第1、議案第78号から議案第84号までの条例案件及び議案第86号から議案第89号までのその他の案件、合わせまして11件並びに請願・陳情等についてを議題といたします。

ただいま申し上げました11件及び陳情について

は、関係常任委員会に付託してあります。

各委員長は一括して審査の結果をご報告願います。

初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。

7番、齊藤誠之議員。

〔総務企画常任委員長 齊藤誠之議員登壇〕

○総務企画常任委員長（齊藤誠之議員） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務企画常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成30年第3回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例の制定案件1件、条例の一部改正案件3件、財産の取得案件1件であります。

これらの案件を審査するため、去る9月18日、第1委員会室において委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、総務部財政課所管の議案第78号 那須塩原市補助金等審査会条例の制定について申し上げます。

委員から、補助金等審査会は新規の補助金等だけではなく、合併前から継続して交付している補助金等についても審査をするのかとの質疑があり、執行部からは、新規だけでなく合併前からのものも含めた既存の補助金等、約210件を審査する予定であるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第78号 那須塩原市補助金等審査会条例の制定については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、総務部総務課所管の議案第79号 那須塩原市公告式条例の一部改正について申し上げます。

す。

委員から、規則の公布を市長の署名から記名・押印に変更し、手続を簡略化することだが、年間何件程度が簡略化される見込みなのかとの質疑があり、執行部からは平均で年間40件程度の規則の公布があり、その手続が今回の改正で簡略化されるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第79号 那須塩原市公告式条例の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、総務部課税課所管の議案第80号 那須塩原市税条例等の一部改正について申し上げます。

委員から、合計所得金額が2,500万円以上の高額所得者に対する調整控除がなくなるということだが対象者数と増収効果はどの質疑があり、執行部からは対象者はごく少数であり、増収効果はほとんど見込んでいないとの答弁がありました。

審査の結果、議案第80号 那須塩原市税条例等の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、総務部課税課所管の議案第81号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について申し上げます。

委員から質疑等はなく、審査の結果、議案第81号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、総務部総務課所管の議案第88号 財産の取得について申し上げます。

委員から、昨年度小型ポンプ積載車2台を1,961万2,800円で購入したが、今回はそれよりも高い2,147万400円となった理由はどの質疑があり、執行部からは、車両本体の価格が上がっていること、またドライブレコーダー及びバックモニターを装備品として追加したことが増加した理由であ

るとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第88号 財産の取得については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（君島一郎議員） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長の報告を求めます。

9番、佐藤一則議員。

〔福祉教育常任委員長 佐藤一則議員登壇〕

○福祉教育常任委員長（佐藤一則議員） 皆さん、おはようございます。

福祉教育常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成30年第3回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件1件、その他の案件1件と陳情2件でございます。

これらを審査するため、去る9月19日から21日の3日間、第4委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、子ども未来部子育て支援課所管の議案第83号 那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、今後は例えばどのような事業者が家庭的保育事業所等に食事を提供できるようになるのか伺うとの質疑があり、執行部からは、既に保育園等で実績のある事業者で、栄養等の基準を満たした食事を提供できると認められ

た者に関して認定することになると考えるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第83号 那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、教育部スポーツ振興課所管の議案第87号 契約の締結について申し上げます。

委員からは、青木サッカー場のグラウンドBはどのような方式の人工芝に改良するのかとの質疑があり、執行部からは、長い丈の人工芝で、緩衝材としてゴムチップを入れる方式で考えているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第87号 契約の締結については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、陳情第2号 難病医療費助成制度の改善を求める国への意見書提出に関する陳情書について申し上げます。

委員からは、難病の患者に対する医療等に関する法律において医療費助成の対象疾患が331人ふえている中で、この陳情は56疾患についてののみ、いわゆる軽度者を対象とするよう求めている点について賛同できない。また、若い世代が減少する一方で医療費を含む今後の社会保障費をどのように支えていくのかという課題もあることから、不採択すべきと考えるとの意見がありました。

採決の結果、陳情第2号 難病医療費助成制度の改善を求める国への意見書提出に関する陳情書については、全会一致で不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第3号 患者負担を増やさないことを求める国への意見書提出に関する陳情書について申し上げます。

委員からは、陳情理由の中で2019年10月に予定

されている消費税10%への引き上げについても述べられているが、このことが深刻な受診抑制を引き起こすとは言いえないと考え不採択とすべきと考えるとの意見がありました。

また、ほかの委員からは、増加する高齢者を支える若い世代の減少、医療技術の高度化による医療費の増大などを勘案したときに、患者負担をやささないということは社会保障を支える仕組みが崩れることにつながるのではないかと。また、住民税非課税など低所得者の方については従来どおり据え置くこととなっており、75歳以上の方全員が1割負担から2割負担になるというわけではないことから不採択とすべきと考えるとの意見がありました。

採決の結果、陳情第3号 患者負担を増やさないことを求める国への意見書提出に関する陳情書については、全会一致で不採択とすべきものと決しました。

以上で当委員会に付託された案件の審査経過及び結果についての報告を終わります。

○議長（君島一郎議員） 福祉教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

14番、松田寛人議員。

〔建設経済常任委員長 松田寛人議員登壇〕

○建設経済常任委員長（松田寛人議員） 建設経済常任委員会のご報告をさせていただきます。

平成30年第3回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件4件、契約の締結に関する案件1件、その他の案件1件、新たに提出された陳情2件の合計8件でございます。

これらの案件を審査するため、去る9月18日から20日までの3日間、第2委員会室において慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、建設部建築指導課所管の議案第82号 那須塩原市手数料条例の一部改正についてを申し上げます。

委員から、新たに追加される手数料、建築物の敷地と道路の関係の建築認定についての内容などの質疑があり、執行部からは、建築物の敷地については建築基準法の規定により、幅員4メートル以上の道路に2メートル以上接道する必要がある。ただし、建築審査会の同意を得られれば許可される認定制度であるとの答弁がございました。

審査の結果、議案第82号 那須塩原市手数料条例の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、生活環境部環境対策課所管の議案第84号 那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを申し上げます。

委員から、クリーンセンターへの一般家庭系ごみ及び事業系ごみの搬入手数料を10キロ100円から150円に改正する経緯についてとの質疑があり、執行部からは、那須塩原市は他市町に比べて事業系の一般廃棄物が非常に多く、ごみの減量化及び資源化を促進するきっかけとなるよう、一般廃棄物処理基本計画の中で値上げの方針を定めたところである。また、指定ゴミ袋の価格は変えないが、家庭系粗大ごみ等の大量搬入の抑制や事業系ごみを家庭系ごみとして搬入されることを抑止するため、両方の搬入手数料を値上げするもの。なお、現在ごみの処理コストは10kg当たり250円かかっているが、一気に値上げすることは事業者の大きな負担になるため、激変緩和ということもあり60%程度の値上げで設定した。これにより、事業系ごみについて30%の減量化を目標としていると

の答弁がございました。

審査の結果、議案第84号 那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、上下水道部下水道課所管の議案第86号 契約の締結について申し上げます。

委員から、下水道法の規定により水処理センターの設計監理、監督等を行うためには、有資格者が必要であることから、地方共同法人日本下水道事業団と随意契約することだが、全国で日本下水道事業団に委託していない自治体の調査研究をすべきではとの意見があり、執行部からは、下水道課においては有資格者はごく少ない状況であることに加えて、有資格者であっても水処理センターの設計監理、監督等を行うためには建築、電気、機械、土木等の知識と経験が必要とされている。政令指定都市を含め、多くの自治体が日本下水道事業団に委託を行っているとの答弁がございました。

また、質疑応答を受け、議員間討議を行った結果、議案第86号については賛成であるが、担当課として事業内容の精査に必要な技術職員の採用及び育成について検討し、事業に当たりたいとの賛成討論がございました。

審査の結果、議案第86号 契約の締結については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、上下水道部水道課の所管の議案第89号 平成29年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について申し上げます。

委員から、剰余金が発生せず水道事業会計に係る資金不足比率が生じる場合としては、どのような事態が想定されるのか。また、平成29年度について資金残高は安全な水準にあると考えているの

かとの質疑があり、執行部からは、資金不足が生じる事態とは、不測の大災害等で現金支出を余儀なくされる場合が考えられる。また、平成29年度決算において、利益剰余金の残高は約17億円あり、資金的には余裕があると考えているとの答弁がございました。

審査の結果、議案第89号 平成29年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第4号 豊浦地区市道芋久保線舗装に関する陳情について申し上げます。

審査に先立ち、所管事務調査として執行部立ち会いのもと、現地調査を行いました。審査において、採択すべきとする委員からは、この陳情箇所は学校も近く、グリーンベルトを整備した道路でもあるため、陳情のとおり採択すべきと考えたとの意見がありました。

また、ほかの委員からは、陳情箇所は通学路である。雨が降った際には道路の両脇にかなりの水がたまっており、歩行者の横を通行する自動車は大きくよけている状況である。執行部からは、今後ますます損傷が進むとの説明もあり、この陳情については採択と考えるとの意見がございました。

また、不採択とすべきとする委員からは、陳情箇所は道路の凹凸が多く、水はけが悪いものの、現場を確認した上でも著しい緊急性はないと判断できるため、不採択と考えるとの意見がございました。

また、ほかの委員からは、抜本的な排水対策を要望しているが、排水が非常に難しい箇所である。また、市内にはほかにも状況の悪い道路があることから、陳情箇所のみを採択すべきでないと考えたとの意見がございました。

挙手による採決の結果、陳情第4号 豊浦地区

市道芋久保線舗装に関する陳情は、可否いずれも過半数に至らず、採択とすべきもの、不採択とすべきもののいずれにも決しませんでした。

次に、陳情第5号 黒磯駅東西連絡通路に関する陳情でございます。

本陳情については、黒磯駅東西連絡通路の西口にエレベーターの設置を要望するものでございます。

審査に先立ち、所管事務調査として執行部立ち会いのもと、黒磯駅東西連絡通路の視察を行いました。審査において、委員からは、東口にはエレベーター設置が決定をしている。JRとの協議によるが、執行部にも西口に設置する考えがあることから、陳情に賛同できるとの意見がございました。

採決の結果、陳情第5号 黒磯駅東西連絡通路に関する陳情は、陳情の趣旨どおり、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託された案件の審査の経過及び結果についての報告を終わります。

○議長（君島一郎議員） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

以上で各委員長の審査結果の報告が終わりました。

各委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

議案第78号から議案第84号及び議案第86号から議案第89号までの11件については、討論の通告者がおられませんので、討論を省略いたします。

ただいまの11件について、各委員長報告はいずれも原案のとおり可決すべきものです。

採決いたします。

議案第78号から議案第84号及び議案第86号から議案第89号までの11件については、各委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号から議案第84号までの条例案件及び議案第86号から議案第89号までのその他の案件、合わせて11件については、原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情等に入ります。

初めに、陳情第2号です。

陳情第2号については、討論の通告者がおられませんので、討論を省略いたします。

陳情第2号について、福祉教育常任委員長報告は不採択とすべきものであります。

採決いたします。

陳情第2号について、採決することに賛成の議員の起立を求めます。賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

〔賛成者起立〕

○議長（君島一郎議員） 表決漏れはありませんか。

表決漏れなしと認め、確定いたします。

起立少数。

よって、陳情第2号については不採択と決しました。

次に、陳情第3号に入ります。

陳情第3号については、討論の通告者がおられませんので、討論を省略いたします。

陳情第3号について、福祉教育常任委員長報告は不採択とすべきものであります。

採決いたします。

陳情第3号について、採決することに賛成の議

員の起立を求めます。賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

〔賛成者起立〕

○議長（君島一郎議員） 表決漏れはありませんか。
表決漏れなしと認め、確定いたします。
起立少数。
よって、陳情第3号については不採択と決しました。

次に、陳情第4号に入ります。

陳情第4号については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

陳情第4号について、建設経済常任委員長報告は採択とすべきもの及び不採択とすべきもの、どちらにも決せずでありました。

採決いたします。

陳情第4号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

〔賛成者起立〕

○議長（君島一郎議員） 表決漏れはありませんか。
表決漏れなしと認め、確定いたします。
起立少数。
よって、陳情第4号については不採択と決しました。

次に、陳情第5号に入ります。

陳情第5号については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

陳情第5号について、建設経済常任委員長報告は採択とすべきものであります。

採決いたします。

陳情第5号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

〔賛成者起立〕

○議長（君島一郎議員） 表決漏れはありませんか。
表決漏れなしと認め、確定いたします。
全員起立。

よって、陳情第5号については採択と決しました。

◇

◎議案第68号～議案第77号の
予算常任委員長報告、質疑、討
論、採決

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第2、議案第68号から議案第77号までの補正予算案件10件を議題といたします。

ただいま申し上げました議案10件については、予算常任委員会に付託してありますので、審査の結果を報告願います。

予算常任委員長、7番、齊藤誠之議員。

〔予算常任委員長 齊藤誠之議員登壇〕

○予算常任委員長（齊藤誠之議員） それでは、予算常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成30年第3回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、議案第68号から議案第77号までの平成30年度補正予算案件10件であります。

これらの付託案件を審査するため、9月27日、市役所本庁舎303会議室において、委員25名が出席し、予算常任委員会全体会を開催し、慎重に審査をいたしました。

審査に当たりましては、私と2人の副委員長から各分科会における審査経過の報告を行い、その後、議案ごとに質疑、討論、採決を行いました。

それでは、その審査結果を申し上げます。

初めに、議案第68号 平成30年度那須塩原市一

般会計補正予算（第3号）については、委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号から議案第76号までの特別会計にかかわる補正予算案件8件については、委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第77号 平成30年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）については、委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして予算常任委員会の報告といたします。

○議長（君島一郎議員） 予算常任委員長の報告が終わりました。

予算常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、予算常任委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

議案第68号から議案第77号までの10件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

ただいまの10件について、予算常任委員長報告はいずれも原案のとおり可決すべきものです。

採決いたします。

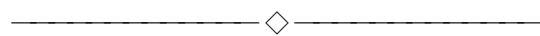
議案第68号から議案第77号までの10件については、予算常任委員長の報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号から議案第77号までの補正

予算案件10件については、原案のとおり決しました。



◎認定第1号～認定第9号の決算
審査特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第3、認定第1号から認定第9号までの決算認定案件9件を議題といたします。

ここで26番、中村芳隆議員の退席を許可します。

〔26番 中村芳隆議員退席〕

○議長（君島一郎議員） ただいま申し上げた認定案件9件については、決算審査特別委員会に付託してありますので、審査の結果を報告願います。

決算審査特別委員長、25番、山本はるひ議員。

〔決算審査特別委員長 山本はるひ議員登壇〕

○決算審査特別委員長（山本はるひ議員） これより決算審査特別委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成30年第3回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、認定第1号から認定第9号までの平成29年度決算認定案件9件でございます。

これらの付託案件を審査するため、9月27日、本庁303会議室において、委員24名の出席により、決算審査特別委員会全体会を開催し、慎重に審査をいたしました。

審査に当たりましては、3人の副委員長から各分科会における審査結果の報告を行い、その後、案件ごとに質疑、討論、採決を行いました。

それでは、その結果を申し上げます。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、討論において委員か

ら、市の保育士の6割が臨時職員とされているが、7時間30分勤務に換算しての割合であり、実数は7割を超えらると思われ、雇用状態が適切でない。深刻な保育士不足による保育の質の低下は、子どもと保育現場に大きな負担を押しつけるものとなるため早急な改善を求め、認定に反対するとの反対討論がありました。

起立による採決の結果、認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 平成29年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑では委員から、財政調整基金積立金について、第2分科会においてどのような議論や審査が行われたか伺うとの質疑があり、その点については特に質疑等はなかったとの答弁がありました。

また、討論では委員から、本市においては資格証明書が平成29年度も高い率で発行されている。厚生労働省の発表によれば2016年度も資格証明書交付率は栃木県が10年連続で全国ワースト1位である。本市では660人ももの市民が保険証を取り上げられ、医療費10割負担の制裁を強いられており、特別の事情を加味しない機械的な保険証の取り上げに反対のため、認定に反対するとの反対討論がありました。

起立による採決の結果、認定第2号 平成29年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号から認定第8号までの特別会計における決算認定案件6件につきましては、委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、認定第9号 平成29年度那須塩原市水道

事業会計決算認定については、委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもちまして決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（君島一郎議員） 決算審査特別委員長の報告が終わりました。

決算審査特別委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、決算審査特別委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

まず、認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について討論を許します。

18番、高久好一議員。

〔18番 高久好一議員登壇〕

○18番（高久好一議員） 皆さん、こんにちは。

18番、日本共産党の高久好一です。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、反対する討論です。

29年度の予算は、市民優先をキーワードにして市民の日常の生活をしっかりと支え、安心して生活できるまちづくりに取り組んでいくための予算として計上されました。

29年度の決算は、収入503億283万5,458円、歳出476億3,713万9,444円で、歳入歳出差引額は26億6,524万6,014円となり、このうち翌年度へ繰り越すべき財源6億8,865万9,865円を差し引いた実質収支額は19億7,658万6,149円の黒字決算となっています。

本市の特別会計は、7会計とも全て黒字であり、

全部合わせると市全体では38億9,105万5,672円の黒字決算となりました。

財政指数については、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は93.7%で、28年度に比較すると3.0ポイント改善していますが、県内市町では高い数字であり、依然として財政構造の硬直化が見られます。

反対する第1の理由は、市は保育園臨時職員配置費294人分、4億1,635万9,600円が計上されました。市の保育士の6割が臨時職員とされていますが、1人7時間30分勤務の換算の割合であり、実数は7割を超えられると思われま

す。職員の雇用状態が適切とは言えず、保育の質の低下にもつながります。深刻な保育士不足は詰め込み保育などにより、子どもと保育現場に大きな負担を押しつけるものとなっています。早急な改善を求めます。認定することはできません。

国の保育士確保プランは、勤続年数に応じた処遇改善とあるものの、賃金の抜本的な改善はありません。国は無資格の職員配置を認める企業主導型や小規模保育と既存の施設での詰め込みなどで基準を緩和し、保育士不足を解消とする計画ですが、こうした施設では子どもと保育現場に負担がかかり、深刻な事故が多数報道されています。市は、保護者が求める安全な認可保育所の増設による改善を目指すべきです。

市は、その第一歩として生活を支える職業として抜本的な処遇改善を行い、資格があり再任用を繰り返す臨時職員は正規の職員として採用すべきです。

認められない第2の理由は、全国では待機児童が解消されず深刻な問題が報道されています。栃木県内では、2018年4月1日現在で41人に待機児童が改善と報道されました。昨年と同時期に比べ、90人減少したことになります。

主な要因は、各市町の保育所の受け入れ枠をふやし、保育士の確保が進んだとしています。19市町が待機児ゼロとなり、那須塩原市は待機児が4人で、県内では6番目に多いとされています。

一方で、保護者が特定の保育施設を希望している、職探しをしていないなどの理由で待機児に含まれない潜在的待機児童、いわゆる隠れ待機児が851人と前年度に比べ191人増加しており、保育所整備でも保育士の確保が急務となっています。

那須塩原市は潜在的待機児童数でも大田原市の60人に次いで49人と県内で5番目に多いと報道されています。認定することはできません。

国は、地方行革を名にした歴代政権のもとで公立保育所の廃止や民営化が進められ、公立保育所の運営費や整備費の一般財源化を行い、国の責任を地方に転嫁してきました。その上、国は自治体に対し、2014年から公共施設等総合管理計画の策定を行うよう求めています。本市もこれに沿って民営化をさらに進める方針です。認められません。

市民が求める保育所のあり方について、意向調査を行う必要があります。来年春の保育所入所について説明会などが間もなく本市でも始まります。保護者が保活に駆け回ることなく、希望する保育所に入所できるよう、国と自治体は責任を果たすことを求めます。

市の子ども医療助成事業に3億3,568万7,242円の計上がありました。前年度より667万6,033円が減額されています。国は子どもや重度心身障害者などの医療費窓口負担の無料化を実施した全国の自治体に対し、国民健康保険の国庫負担を減額するペナルティーを毎年科してきました。

栃木県内では、県に先行して県内市町が既に実施していた子ども医療の窓口負担の現物給付を県民の世論と運動に押され、一昨年就学児まで拡大しました。これに伴い、本市の現物給付へのペナ

ルティーがなくなりましたが、本市は子ども医療費を拡充することなく、そのまま予算を減額しました。

県内の18市町は、ペナルティーに減額にあわせ、中学、高校生まで現物給付を拡充したため、本市の子ども医療は18歳まで無料化されているものの、現物給付が未就学のままであるため、見劣りが目立つ存在となっています。本市も早急に高校まで現物給付を拡充すべきです。

第3の理由は、住民基本台帳費にマイナンバーに伴う臨時職員費やシステム改修に関する経費などが合わせて2,101万1,024円が支出されています。

マイナンバーは資本主義の強みである、競争原理が働かない、政府主導のもとで開発されたシステムのため、精度は高くなく、常に情報漏えいの恐れがつきまとい、際限なくシステム改修費用が発生する仕組みで市民の負担は続き、福祉の向上には役に立たないシステムです。国や市は、危険で無駄遣いのマイナンバーから早急に撤退廃止すべきです。

予算編成には、市民サービスを低下させず、事務事業の見直し、市税等の自主財源をしっかりと確保し、多様な市民ニーズに応える市民サービスを確保し、市民の暮らしとなりわいをしっかりと守る那須塩原市本来の仕事ができるように要望し、認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について反対する討論を終わります。

○議長（君島一郎議員） 6番、森本彰伸議員。

〔6番 森本彰伸議員登壇〕

○6番（森本彰伸議員） 皆さん、おはようございます。6番、那須塩原クラブ、森本彰伸です。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

平成29年度の決算の状況は、歳入では地方交付

税や国庫支出金で臨時福祉給付金や放射線量低減対策特別緊急事業費の減少があったものの、市税で法人市民税、財政調整基金から繰入金、共英学校給食共同調理場改築事業債、くろいそ運動場整備事業債など起債の増加により、歳入総額は503億238万5,458円となり、前年と比べて29億7,211万5,933円の増額となりました。

歳出では、放射能対策費、那須塩原クリーンセンター管理運営費、那須地区消防組合負担金、道路橋梁施設災害復旧事業費などの減少があったものの、一方で、待機児童解消へ向けた認可保育園建設事業などの子育て支援対策、障害者総合支援法に基づく介護給付や就労訓練などの支援による障害者福祉サービス、畜産競争力強化対策研究整備事業として、畜産クラスター協議会への施設整備補助金、安全・安心な学校給食を提供するための共英学校給食共同調理場改築事業や小学校エアコン整備事業、市民の生涯スポーツ活動の推進及び本市が会場となる国体に向けた施設整備など、市民生活の安心・安全の向上に積極的に取り組まれたほか、健全な財政運営を図るため、地方財政法に基づく決算剰余金の2分の1を下らない額の財政調整基金への積み立てや新庁舎整備基金への積み立てが行われたことにより、歳出総額は476億3,713万9,444円となり、前年度と比べて25億7,959万1,036円の増額となりました。

これらにより、歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は19億7,658万6,149円の黒字となっており、基金への原資積み立てを合わせた結果は、予算の効率的な執行と将来への備えを考慮した財政運営が執行されたものであります。

また、財政指標の経常収支比率も前年度から3.0ポイント改善し、財政健全化指標の将来負担比率においても地方債の大幅減や基金の増により

生じないため該当しないなど、各種評価が総合的に判断しても財政状況は健全な状態であると判断できます。

平成29年度は、第2次那須塩原市総合計画のスタートの年であり、新たな一步を踏み出す重要な年であって、人は基本の視点で「那須塩原市に住み生活する市民を一番に考えること」を基本姿勢とし、施設の長寿命化対策、大規模施設の新設や改修、黒磯駅周辺整備、道路の新設、改良など普通建設事業が右肩上がりになる中、市税の増や適正な財源の調達により、予算執行に支障が出ることなく財政運営が行われたことは、当初予算のキーワード「市民優先」のまちづくりを着実かつ適正に進められてきたものであり、評価できるものであります。

平成29年度は、健全財政を堅持しつつ、第2次那須塩原市総合計画に基づくまちづくりの実現に向け、着実な事業展開と将来を見据えた資金積み立てをバランスよく実施したものであるため、限られた財源を最大限、効果的に活用していきながら、なお一層の財政健全化に向けた取り組みを期待し、認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について賛成するものであります。

○議長（君島一郎議員） 以上で討論を終結いたします。

認定第1号について、決算審査特別委員長報告は原案のとおり認定すべきものです。

採決いたします。

認定第1号については、決算審査特別委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

〔賛成者起立〕

○議長（君島一郎議員） 表決漏れはありませんか。

表決漏れなしと認め、確定いたします。

起立多数。

よって、認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成29年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。

18番、高久好一議員。

〔18番 高久好一議員登壇〕

○18番（高久好一議員） 18番、日本共産党の高久好一です。

認定第2号 平成29年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対する討論を行います。

29年度の決算は、国民皆保険制度を支える国民健康保険の運営を目的に設置したもので、27年、28年度の医療費給付状況などを分析し計上したものとしています。

決算は29年度被保険者数を28年度に比べ4.2%減の3万1,383人とし、歳入決算額を163億4,917万6,007円、歳出決算額は150億2,934万8,377円とし、繰り越すべき財源をゼロとし、実質収支額を13億1,982万3,630円の黒字決算としました。

市町村の国保財政がこんなに厳しくなった最大の要因は、歴代政権が国庫負担の割合を50%から半分以下の24%にまで引き下げてきたことにあります。

栃木県内の市や町の国保収納率が東京に次いで悪いのは、栃木県内の保険料が高く設定され、他の県に比べ県民1人当たりの県の補助が少ないためです。

本市は、合併時に保険料を高く設定したため、納め切れない市民が多数出て、県内では収納率最下位が6年間続きました。国の収納率による調整

交付金を削減するペナルティーが重くのしかかり、納め切れない市民と収納を行う職員を苦しめてきました。国民の世論と運動に押され、民主党政権のときにこのペナルティーは廃止されました。

その一方で、市には高い保険料の余剰金が財政調整基金として積み上げられてきました。当時、国保加入者1人当たり4万円を超える豊かな財政調整基金を計画的に活用し、保険料の引き下げを提案し続けてきたのは日本共産党です。お手本にしたのは、姉妹都市の新座市や旭川市の国保の財政運営です。

県内では合併後、初めて国民健康保険の引き下げが実施され、栗川市長は資産割を、阿久津市長は所得割を中心に、2度本格的な保険料の引き下げが行われました。その結果が収納率の向上に結びついて、さらに財政調整基金が積み上げられていきました。

本市の29年度の収納率は、現年度分92.12%、滞納繰越分20.22%となり、合計では71.77%となっています。年々確実に上がっていますが、他市町の伸びのほうが勝っています。

認定できない第1の理由は、本市の国保財政は年々財政調整基金を取り崩し、額をふやし、29年度の予算では8億2,593万3,000円を取り崩したものの、決算では13億1,982万7,630円の黒字決算とし、翌年に繰り越すべき財源をゼロとし、財政調整基金の新規積み増しを4億2,439万6,978円とした結果、基金残合計額を11億2,051万7,429円としています。4年前から基金の大半を取り崩し、半分以上を戻すという財政運営が繰り返されています。必要以上の額を取り崩し予算化しているのではないかという大きな疑問がつきまとっています。

黒字決算額の半分以上は、基金として積み増しするのが決まりです。29年度国民健康保険特別会計決算は認定することができません。

本市は年々減らしているものの、29年度決算では11億2,051万7,429円の国保財政基金が残ることになります。国保加入者1人当たり、1桁や2桁の自治体がある中で、本市は1人当たり3万5,700円という県内自治体では大変豊かな財政調整基金が引き継がれています。

基金の活用法として、高くて払い切れない国民健康保険税の3度目の引き下げと、あわせて毎年行われている5つのがんの検診の一部負担金をなくし、市民の健康づくりのために検診率の向上に活用するよう、ことしも求めます。検診率では、一部負担金なしの大田原市に1勝4敗と負け越しがふえています。

反対する第2の理由は、本市の資格書の発行が29年度も524件、これは平成30年3月末現在です。という高い率で発行されているからです。厚労省の平成30年3月に発表した「2016年度国民健康保険の財政状況について」によれば、医療機関の窓口で医療費を全額支払わなければならない国民健康保険の資格書の交付率で栃木県は10年連続で全国ワースト1位となりました。

県内の国保加入世帯30万14世帯のうち、資格書が発行されたのは8,191世帯です。交付率が2.73%となり、全国平均1%の3倍近くが発行されています。その中で、本市は収納率が90.65%で18位、滞納世帯は15.3%で8位、資格書の発行率は3.49%で5位と高く、660人もの市民が保険証を取り上げられ、過酷な医療費10割負担の制裁を強いられています。本市の特別の事情を加味しない条例どおりの機械的な保険証の取り上げには反対します。

栃木県内では唯一、那珂川町だけが資格書を発行していませんが、全国では既にさいたま市など3分の1の市町村が保険証の取り上げをやめています。保険証の取り上げは、納税者の納税意欲を

引き下げ、受診のおくれから重症化を招き、医療費を増大させてしまうだけで、よいことは何もありません。財政調整基金を有効に活用し保険料を引き下げ、払いやすい保険料にし、那須塩原市の全ての市民に保険証が届くようにする必要があります。

土曜、日曜に行われている休日納税相談は、日本共産党が提案してきた制度です。市は、今まで3回6日間の納税相談を4回8日間に拡大しました。これには期待をしています。

市の国保財政改善への道は定着しつつあるものの、さらなる努力が求められています。国には国庫負担の増額を求め、市民が払いやすい保険料に引き下げ、収納率を引き上げるために、制裁ではなく、きめ細やかな相談体制に努め、市民の命と健康を守る那須塩原市本来の仕事ができるよう強く求めるものです。

認定第2号 那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について反対する討論を終わります。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

〔1番 山形紀弘議員登壇〕

○1番（山形紀弘議員） 議席番号1番、山形紀弘です。

認定第2号 平成29年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

平成29年度国保特別会計の歳入総額163億4,917万6,007円に対し、歳出総額は150億2,934万8,377円であり、歳入歳出差引額は13億1,982万7,630円となっています。ただし、歳入の中には前年度繰越金8億4,726万6,774円及び財政調整基金からの取り崩し分8億2,593万3,000円を含んでおり、実質単年度収支では約1億6,400万円の黒字決算となり、3年連続の赤字決算から黒字へと回復しております。

国民健康保険税の収入は、31億5,374万4,799円となり、前年度に比べ約4,275万円の減収でしたが、これは被保険者数の減少によるものであり、国保税全体の収納率は、前年度の69.73%から71.77%と2.04%アップしており、収納対策の強化が図られたものと評価するところです。

また、保健事業では、特定健康診査、特定保健指導事業や重症化予防対策事業、保健度アップ事業、また疾病予防のために人間ドックや脳ドック助成事業などの取り組みにより、被保険者の健康の保持、増進及び医療費の適正化が認められるところです。

被保険者の急速な高齢化や医療技術の進歩等による医療費の増加、被保険者数の減少により国保税が減少傾向にあるなど、国保運営の厳しい状況を踏まえた上で、今後も継続的に健全な運営を維持していくために医療費の適正化や国保税の収納率向上に努めるなど、適切な運営を図っていくものと判断するものです。

以上の理由から、平成29年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の賛成討論といたします。

○議長（君島一郎議員） 以上で討論を終結いたします。

認定第2号について、決算審査特別委員長報告は原案のとおり認定すべきものです。

採決いたします。

認定第2号については、決算審査特別委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

〔賛成者起立〕

○議長（君島一郎議員） 表決漏れはありませんか。表決漏れなしと認め、確定いたします。起立多数。

よって、認定第2号 平成29年度那須塩原市国

民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号から認定第9号までの決算認定案件7件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

認定第3号から認定第9号までの7件について、決算審査特別委員長報告はいずれも原案のとおり認定すべきものです。

採決いたします。

認定第3号から認定第9号までの7件については、決算審査特別委員長報告のとおり認定することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号から認定第9号までの決算認定案件7件については、原案のとおり認定されました。

ここで26番、中村芳隆議員の着席を許可いたします。

〔26番 中村芳隆議員着席〕

○議長（君島一郎議員） 会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時21分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第4、議案第

90号 那須塩原市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長 君島 寛登壇〕

○市長（君島 寛） 議案第90号 那須塩原市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料はございません。

今回、下水道課所管の業務委託に係る地方共同法人日本下水道事業団との随意契約において、議会の議決を経ることなく事務手続を進めてしまったことにつきましては、改めて深くおわびを申し上げます。

本案につきましては、この件に関し、市政を預かり、行政の事務を管理・監督すべき立場にある者としての責任を痛切に感じているところであり、一つのけじめといたしまして、私及び副市長の平成30年10月分の給料について、それぞれ10%減額するための条例を制定するものであります。

今後は、私を含め全職員が、改めて法令の遵守を徹底するとともに、事務の執行に関し疑義が生じた場合には、関係部署と十分に協議を行い、公正で適正な事務の執行に努め、このような重大な誤りを二度と起こさぬよう、職員一丸となって再発防止に取り組んでまいります。

ご理解を賜りますようお願いをいたしますとともに、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（君島一郎議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） まず、確認をさせていただきます。

下水道事業において、追認識決をしたことに対

する責任という形で10%の給料の減額という条例制定であるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 議員の言うとおりでございます。

○議長（君島一郎議員） 10番、相馬剛議員。

○10番（相馬 剛議員） この件に関しまして、ほかに今後もチェック体制等の強化に対する策というものは講じられる予定はあるのでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 以前から事務執行上のチェック体制には十分に配慮してきたところでございますが、こういった事案が発生したといった事実を再度確認をいたしまして、今後再発に向けた防止対策を行ってまいりたいと思います。

○議長（君島一郎議員） ほかにございませんか。

24番、吉成伸一議員。

○24番（吉成伸一議員） 今回のこの90号に対しましては、市長の決意があるというふうには感じます。

責任のとり方として、給料の減額も当然その一つだと思いますが、ほかの手段としてもあったような気が私はいたしますが、今回のこの給料の削減に至った経緯というか、市長の思いを改めてお聞かせください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 今回のこの事案につきましては、やはり私どもを含めて職員全員が反省をしなければならぬという視点に立っております。

そういった中で、私がとり得る責任のあり方、こういったものをちょっと考えさせていただきました。本来、職員の懲戒等に対しては、懲戒等の

審議会という組織がありまして、この中で審議をしていただいて決定をするという形になるわけですが、私ども特別職に関しては、この枠外になるということをごさいますして、そういった観点で今回の事案に関して、重大さ、そういったものを勘案をさせていただいて、今回こういった条例の制定というふうなところでお願いをしたいということになったわけでございます。

今後こういった事案が再発しないように、私を含めまして職員一丸となって対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） ほかにないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

10番、相馬剛議員。

〔10番 相馬 剛議員登壇〕

○10番（相馬 剛議員） 議席番号10番、那須塩原クラブ、相馬剛です。

議案第90号 市長及び副市長の給料の特例に関する条例制定について、反対する討論を行います。

本議案は、下水道事業の追認議決を行ったこと責任として提出されたものです。内容は、平成30年10月の市長及び副市長の給料を10%減額するものであります。

本定例会で即決した追認議決案件については、組織全体の法令に対する認識の甘さと慎重に欠けた不十分なチェック体制が問題となっており、市長、副市長の給料の減額で解決できる事案ではないと思います。

昨年より、議会基本条例第11条の議決事件につ

いて、一部報告案件に変更してほしいとの要望が議会運営委員会に出され、今年度から議決事件と報告案件に仕分けをする検討を議会運営委員会で行っています。もし市の組織全体に議決を経ずに事務執行を行おうとする意識があるとするならば、それは違うと思います。できるだけ議案として提出し、議論をし、市民にわかりやすい事務執行を行うべきだと思います。

日本の政治の歴史から学んだことは、604年に聖徳太子によって出されました十七条憲法の第17条では、政治を行う者は1人で決めず皆と相談しなさいと言っています。また、明治維新政府が発足した際の明治天皇の五箇条の誓文でも、広く会議を興し万機公論に決すべし、つまり、全ての政策は議会を開き、全て世論に従いなさいと言っております。太平洋戦争が終結した直後、昭和21年1月1日に出された昭和天皇の勅書でも同じことを言われております。

議会に対する議案提出を圧縮するという意識がもし市の組織全体にあるとするならば、それが重大な問題であり、議会制民主主義と二代表制に反する意識であると思います。

よって、今回の追認議決という事態を組織の一部の責任としたり、市長、副市長の減俸をして解決される問題ではなく、今後の事務事業の提案及び執行に関し、でき得る限り議会の議決を経て市民に知らせるための組織全体として意識の改革と実効性のあるチェック体制のマニュアルを議会に示し、市民に開かれた市政運営の取り組みが必要であると考えます。

市長、副市長におかれましては、減俸ではなく、改善案を議会に示し、できる限り政策を市民に周知できる体制づくりをもって責任を果たすべきと思うことから、議案第90号について反対する討論といたします。

○議長（君島一郎議員） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） ほかにないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第90号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

〔賛成者起立〕

○議長（君島一郎議員） 表決漏れはありますか。

表決漏れはなしと認め、確定いたします。

起立少数。

よって、本案は否決されました。

—————◇—————

◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第5、議案第91号 契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（片桐計幸） 議案第91号 契約の締結について、提案のご説明を申し上げます。

議案書2ページ、議案資料1ページでございます。

本案につきましては、平成30年度地方創生道整備推進交付金事業市道新南・下中野線蛇尾川橋梁上部工事の契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、第2次那須塩原市道路整備基本計画

に基づき整備を進めている市道新南・下中野線の蛇尾川に橋梁をかける工事であり、下部工事に引き続き、上部工事を行うものであります。

工事の概要は、橋長が215メートルの鉄製の橋桁の工場製作と設置を行うものであります。

契約につきましては、条件付一般競争入札の結果、落札いたしました古河産機システムズ株式会社北関東営業所と契約を締結するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（君島一郎議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 質疑はないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第91号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第6、議案第92号 契約の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（片桐計幸） 議案第92号 契約の変更について、提案のご説明を申し上げます。

議案書3ページ、議案資料はございません。

本案につきましては、平成29年第3回那須塩原市議会定例会において議会の議決を得て締結した「（仮称）まちなか交流センター新築工事契約」の契約金額の変更について、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、黒磯駅周辺地区都市再生整備計画に基づき、「人と食を育む交流の家」をコンセプトとして建設を進めておりますが、ここで活動する方々がより使いやすい施設となるよう検討を行った結果、厨房の仕様等の変更、和室の拡張や内装、家具等の変更により、契約金額を変更するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（君島一郎議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

13番、鈴木伸彦議員。

○13番（鈴木伸彦議員） この議案については、私も一般質問の中でも質問していますが、まず、設計のときに業者が決まらなくて、また設計の変更を一度行っている、それで再入札を行った経緯。それから、本来なら、記憶が間違えるとあれなんですけれども、今ごろ完成しているはずだったものを受けた業者のまたその下が事情によって工期が延長になったという経緯があったことは確認したいところなんですけれども、その中で、なぜ今時間がこれだけあったにもかかわらず、変更に至ったのかの経緯をもう一度伺いたいと思い

ます。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（稲見一美） 質疑にお答えをいたしたいと思いますが、ご指摘のとおり、入札の不調から始まりまして、鉄骨会社の廃業など工期の大幅なおくれとなりましたことは、ご案内のとおりでございます。

今回の変更契約の締結につきましては、実は建設部としては経験のないような施設であったということと、特に市民が主体となって運営するという施設であったこともございまして、利用される方の要望をできるだけお聞きして、少しでも使いやすいものとして完成させたいというような考えがございました。限られていた工期の中で建築と並行して、走りながらぎりぎりの調整を重ねてまいりました。そのために、このようなタイトなスケジュールとなってしまいました。

結果的に十分な審査ができるようなお時間をとれなかったということで、大変申しわけなく思っております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 13番、鈴木伸彦議員。

○13番（鈴木伸彦議員） タイトな時間ということですが、工事を発注してから時間はかなりたっております。それをタイトというのは当たらないんじゃないかと思うんですね。

もう一つ、なれない施設ということですが、プロの設計業者、コンサルが入っていたはずですし、それから一般質問のときに先ほどの前回の話にも、前回というか組織にこういった経緯に至った理由については、職員の経験とか組織的な問題があるのではないかという質問を私はしております。そのときに全くないと副市長がはっきりとお答えしております。その結果が今の部長の説

明なんですけれども、その辺、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（稲見一美） この施設、先ほども申し上げましたけれども、市民が中心となって運営するというものでありまして、建築をしながらワークショップ、それから駅活等に細かな説明をしながら進めてまいりました。

その中で、要望が出てきた件、それから中に入ってきます食べ物を提供する団体、その団体が入ってきた後に製造業にも使えるような施設にしてほしいというような要望もありましたので、そのような形で急遽の変更ということになりました。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 13番、鈴木伸彦議員。

○13番（鈴木伸彦議員） 民間の賃貸物件とは違うんですけれども、ここはこういう図面で、こういうことでこういう建物でやるんですよという形で市は提供を多分しているんだと思うんですね。

それを見て、それが条件の中で入ってきた中で、後から完成していないから、これもこれもというのであるような感じがするんですね。本来は、その条件を満たした中でやりますと、やっていただくということがまず基本だと思うんですけれども、こういったふうに一度決めて工事まで発注した後に、市民の要望があれば、これもこれもという形で予算をつけていくということは、どういうふうにお考えか。また、今後どういうふうにお考えかというあたりをお聞かせいただけますか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（稲見一美） 予算をつけていくということではなくて、これは当初の予算内で何とか賄えるということであったというのが1つ。

それから、変更契約そのものが工事の最後に一定の10%未満とか300万円未満とかの細かな変更というのはいろんな建設事業においても出てきてしまうことであると思います。今回は、繰り返になります、私どもも経験したことがない施設であったということで、できるだけ要望に沿いたいということで行ったために、このような形になりました。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 13番、鈴木伸彦議員。

○13番（鈴木伸彦議員） あと、市民のためにつくるものですから、市民が使いやすい先のことを考えてということはよく理解できるところであります。

それであと、ちょっと気になるところは、消防法について、当初の設計、この議案資料の中にはないんですけども、扉関係、これは当初の設計のときにはどういう扱いで、なぜここで変更が生じたか、その基本の資料がない中でのご説明をわかるようにしていただけますか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（稲見一美） 実は、この扉が2つ今回追加するというごさいます、これは実は29年度の建築確認時において、そのような指摘を前もっていただいております。実は、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、工事変更協議書という決裁におきまして、実は工期末において10%未満の額であれば決裁において、それが実施できるということになっておりまして、300万円未満の工事におきましては、部長までの決裁でそれが実施できるということになっておりまして、これはもともと最終的に最後の段階でやろうと思っていた工事のごさいます。

今回、変更契約によって、議決をちょうだいす

るということになりましたので、それも全部入れて今回の提案になっております。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 13番、鈴木伸彦議員。

○13番（鈴木伸彦議員） 了解いたしました。

最後に、新規の事業ではなくて、これは変更なんですけれども、ある程度事業がわかったときに、今回は経緯があるので、できれば当初予算のときにきちんと図面を議案資料を提出して、それで委員会の中できちんにご説明をいただいた上で、この最後の日に採決という形が、当然というか最もよろしいのではないかなと思うんですけれども、そういう手続がとれなかった事情についてお伺いできますでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（稲見一美） 確かに議員さんのご指摘のとおりなんだろうと私どもも思っております。

今回、9月議会の普通の議案として提出する議案の提出が市の内部で8月10日が締め切りとなっておりました。私どもでいろいろ動きまして、いろいろやりまして、金額が決定できて変更契約の伺いの決裁がとれたのが9月6日ということになってしましまして、9月10日の仮契約の締結ということで、どうしても間に合わなかったということのごさいます。

できれば、本来、常任委員会付託で最終日に決定していただくというのが一番いいスタイルだったというふうに、その点につきましては反省しております。

○議長（君島一郎議員） ほかにございせんか。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） ほかに質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第92号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎発議第8号の上程、説明、質疑、
討論、採決

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第7、発議第8号 事務執行の適正な運用を求める決議を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、24番、吉成伸一議員。

〔議会運営委員長 吉成伸一議員登壇〕

○議会運営委員長（吉成伸一議員） 発議第8号 事務執行の適正な運用を求める決議について、提案理由の説明をいたします。

提案理由につきましては、決議文の朗読をもつて説明とさせていただきます。

事務執行の適正な運用を求める決議。

本定例議会に提出された議案第85号 契約の締結は、昨年7月4日付で地方共同法人日本下水道事業団を相手方として既に締結された那須塩原市

黒磯水処理センター新管理棟建設工事委託に関する契約について議決を求めたものである。

これは本来、本契約締結には議決が必要であったにもかかわらず、議決を得ないまま無効な契約が締結されたことにより、本定例議会に追認議決を求めた極めて異例の事案であった。

本議会としては、本事業の必要性和本契約に係る混乱の回避等を勧告し、当該議案を可決したものであるが、追認議決を求める事態は、関係法令等の確認と関係者との十分な協議という事務処理の着実な実施を怠ったもので、個々の職員はもとより、組織全体の不十分なチェック体制が招いた結果である。

さらに、今回の事態は、契約の相手方に不安や混乱を与えたとともに、二元代表制の一翼を担う議会を軽視し、市の事務執行に対する市民の信頼を損なうものであり、遺憾のきわみである。

これらのことから、執行部においては、今後再びこのような事態を起ささないため、法令遵守の徹底による事務手続の着実な実施を図るとともに、職員の意識改革と組織全体として実効性のあるチェック体制を確立するなど、再発防止に万全を期し、さらなる事務執行の適正な運用に全力を挙げて取り組むよう、強く求めるものである。

以上、決議する。

平成30年9月28日、那須塩原市議会。

議員各位におかれましては、本趣旨をご理解の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（君島一郎議員） 説明が終わりました。質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第8号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎発議第9号の上程、採決

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第8、発議第9号 議員の派遣についてを議題といたします。

発議第9号については、那須塩原市議会会議規則第167条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

—————◇—————

◎市長挨拶

○議長（君島一郎議員） 以上で平成30年第3回那須塩原市議会定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 君島 寛登壇〕

○市長（君島 寛） 平成30年第3回那須塩原市議会定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月7日から本日までの22日間にわたりまして、第3回市議会定例会も本日閉会の運びとなりました。

この間、議員の皆様方には、平成30年度那須塩原市一般会計補正予算や平成29年度各会計の決算認定、条例の制定及び一部改正などの案件のほか、本日の追加案件3件を含めました計39件の案件につきまして、慎重なご審議をいただき、それぞれ議案のとおり、1件を除き決定を賜りまして、誠にありがとうございました。

議案審議の過程や会派代表質問及び市政一般質問の場におきまして、皆様からご提示をいただきましたご意見等につきましては、今後十分に検討させていただきますとともに、できることから取り組みを進めてまいりたいと考えております。

本定例会におきましては、議決事件にもかかわらず、議会の議決を経ることなく事務手続を進めたことによります追認議案を提出させていただいたところであります。当議案につきましても、原案のとおりご決定をいただいたところでございますが、市政を預かり、市政の事務を管理・監督すべき立場にある者として、責任を痛切に感じているところでございます。改めまして、議員の皆様及び市民の皆様に深くおわびを申し上げます。

加えまして、本日、事務執行の適正な運用を求める決議が出されました。議決内容を真摯に受け止め、今後におきましては、全職員が法令の遵守を徹底するとともに、関係部署と十分に協議を行い、公正で適切な事務の執行に努め、職員一丸となって再発防止に取り組む所存でございます。

平成12年の地方分権一括法の執行以来、画一的

な地方行政から自己決定と自己責任に基づく地域の特性を生かした政策の形成など、新たな行政運営が期待をされているところでありますが、あわせてより一層、法令遵守の徹底や適正な事務の執行が求められているところでもございます。

繰り返しとなりますが、今回の一連の事案を猛省いたしますとともに、人々の価値観やニーズ、ライフスタイルが多様化する時代の自治体として、これからも市民に寄り添った特徴ある施策を適正かつ着実に実施をしてまいる所存でございます。

結びとなりますが、空の色や風の音にも秋の訪れを感じるようになってまいりました。季節の変わり目でもございます。議員の皆様方におかれましては、健康にご留意をされ、引き続き市政運営にご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、平成30年第3回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○議長（君島一郎議員） 市長の挨拶が終わりました。

これもちまして本定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時57分

◇

◎閉会の宣告

○議長（君島一郎議員） それでは、閉会に当たり、私からもご挨拶を申し上げます。

去る9月7日から22日間にわたり開会されました平成30年第3回那須塩原市議会定例会は、提出されました議案にご協力をいただき、ここに全議案の審議を終了することができました。各位のご協力に対し、心から御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、審議の過程の中で、各議員から出されました意見、要望等を十分に検討し、市政に反映されますよう要望をいたすところであります。

上記会議録を証するため下記署名する。

平成30年9月28日

議 長 君 島 一 郎

署 名 議 員 鈴 木 伸 彦

署 名 議 員 松 田 寛 人